

# 経済活性化のための規制改革に対する要望

(2002年9月30日)

当連合会は、特区制度創設を提案するなどわが国経済活性化の観点から規制改革を推進しようとする政府、とりわけ経済財政諮問会議や総合規制改革会議の取組み姿勢を支持するものである。

わが国がグローバル化、少子高齢化などの急激な状況変化に対応しつつ経済の活性化を早急に実現していくためには、既存企業の国際競争力の強化をはかり、新産業の創造・新事業を展開していくことが極めて重要と考えられ、規制改革はその実現のための主要な手段と位置づけられる。

そこで、当連合会では、今後の政府並びに自治体の規制改革に対する取組みをさらに強化してもらうため、下記の通り要望する。なお、本要望の策定に当たり、当連合会・産業競争力委員会では会員企業アンケートに基づく47項目(うち自治体に対する要望5項目)の具体的な規制改革要望を取りまとめた。これらはいずれも企業の競争力強化にとって阻害的に働いていると考えられる規制であり、緩和・撤廃されるよう関係各省・自治体において検討されたい。

## 記

1. 企業にとって最も重要な経営資源である人材を適切に確保・活用できるよう労働規制をはじめ関連の規制を見直すこと。(以下は企業からの個別要望項目の例。[ ]内数字は要望番号。)
  - ・雇用流動化(裁量労働制、有期労働契約、労働者派遣など)のための更なる規制改革[12、13、14、15]
  - ・法務サービスにおける資格要件の緩和[26、27、28]
2. 医療、福祉、教育を少子高齢時代のわが国社会を支える有望なサービス産業分野と位置づけ、民間企業の参入拡大による多様かつ良質なサービスが提供されるよう、大胆な規制改革を進めること。(同上)
  - ・高度な医療機器や医薬品の開発のための治験の実施要件の緩和[1]
  - ・営利法人による病院経営の実現や遠隔医療の要件緩和など医療分野の規制改革[2、3]
  - ・大学設置基準の緩和[16]
3. 多くの企業が活動の拠点を置く都市空間の有効利用をはかるため、土地や建築物に係る規制を緩和すること。(同上)
  - ・土地利用規制の緩和[17、18、19]
  - ・自治体条例等に基づく建築規制の緩和[45、46、47]
4. 規制が必要とされる場合でも、可能な限り手続きの簡素化・効率化をはかり、企業にとって負担となっている煩雑な事務が軽減されるようにすること。
  - ・土地区画整理事業における手続きの簡素化[24]
  - ・都市計画法等に基づく開発指導等の緩和[44]

---

「会員企業からの具体的規制改革要望」 - 目次

[国に対する要望]

1. 医療・福祉・年金(1)～(11)
2. 人材・労働(12)～(15)
3. 教育(16)
4. 都市・土地(17)～(25)
5. 法務(26)～(28)
6. 運輸(29)～(31)
7. 廃棄物・リサイクル(32)～(35)
8. その他(36)～(43)

[自治体に対する要望](44)～(47)

## 1. 医療・福祉・年金

項目【根拠法】	現 状	要望内容【期待される効果】
(1)医療機器治験を実施し得る国立病院の職員の職種・定員要件の緩和 【薬事法第80条の2及び3、健医発第947号(H10.6.18)、政医第403号(H10.11.18)、病院発第483号(H.13.11.1)】	現在国立病院では、医療品の治験に関する受託研究を実施できるように整備を進められており、昨年には受託研究の範囲を医療機器等に広げられた。医療品の治験実施に薬剤師が必要なように、医療機器の治験には放射線技師や臨床工学士が必要であるが、配置されていない、あるいは職種・定員要件が厳しく採用予定がない等、実施できる体制は整備されていない。 一方、医療機器治験は、国内での実施から欧州での実施へシフトしており、業界団体でも開発の空洞化が問題となっている。	医療機器の治験を実施し得るよう、臨床工学士等関係職種要件、定員要件を緩和する。 【治験を要するような新規で高度な医療機器の国内開発が促進される】
(2)営利法人による病院経営【医療法】	・営利法人は病院経営ができない。 ・医療法人の理事長は、基本的には医師でなければならない。	医療機関の経営に関する規制を撤廃し、民間企業による病院経営を認めるべきである。 【(1)営利法人による病院経営を認めても、実際に診療行為を行うのは国家資格を有する医師であり、医療の安全性や質の確保には影響がない。(2)医師にとっても経営を専門家に委ねることによって、診療に専念できるメリットがある。(3)新規参入を認めることによって、国民の選択肢が拡大すれば、医療サービスに対する国民の満足度向上が図られ、患者の満足を得られない医療機関が淘汰されることになる。(4)民間企業の持つ経営ノウハウを活用することにより、医療サービスの充実、経営の効率化、ひいては医療費の削減に繋がることが期待される】
(3)遠隔医療適用に係る規制の緩和	現在、テレビ電話等を用いた遠隔医療診断に対しては離島、山間僻地等医療	医師の遠隔指導とTV電話機能、及び計測機器使用による画像やデータ送信

<p>【医師法 20 条、関係法令】</p>	<p>機関へのアクセスが取り難い地域に限って医師の指導を前提に認められ、医科診療報酬点数が付与されている(診療所 74 点、病院 59 点)。しかしながら、これらの条件を前提にした場合、遠隔医療の事業化は困難であり、移動が困難な患者や老人等へのインターネットを活用した遠隔医療・在宅医療サービス発展の障害になっている。</p>	<p>による遠隔医療行為における地域条件を緩和する。  【インターネットと医療の融合による遠隔・在宅医療を展開することで、国民医療の質の向上、医療費の削減が期待できる。具体的には、(1)医療の合理化と通院回数の削減を図り、3 時間待ち、3 分診療と謳われる貧困な医療状況の改善、(2)日常の健康管理や生活習慣の改善指導の向上、(3)地域に縛られない診療が実現される、旅行先でも主治医の診療が受けられる、など付加価値の高い新たな医療サービスの実現が期待できる】</p>
<p>(4)レセプトの電子媒体による保存の認可  【平成 13 年 3 月 26 日付 保保発第 18 号、19 号】</p>	<p>平成 13 年 3 月 26 日付 保保発第 18 号、19 号の通知により、レセプトの保存期間 10 年(民法の不当利得返還請求の消滅時効に対応して)は、債権債務の事実確認や被保険者等からのレセプト開示請求に応じられるようにするなど、各組合がその実情を踏まえ自主的に保存期間を短縮できることになった。(実際の保存期間は 5 年以下でも可能としつつ、厚生労働省は政府管掌健康保険の保存期間は 5 年(会計法第 30 条)、国民健康保険の保存期間は 5 年(地方自治法第 236 条)であることを例示している。)しかし、あくまでも数年分は原本での保存を強いられており、マイクロフィルムによる併用保存は認められているが、電子媒体による併用保存は認められていない。</p>	<p>レセプトの電子媒体による保存を認めるべきである。また支払基金への再審査請求等の不当利得の返還請求(現行では原本による)を電子媒体からのコピーでも可としてほしい。  【レセプトの電子媒体による保存の認可はレセプトの電子管理の促進につながる。高精度の OCR(光学式文字認識)機能によるレセプト電子管理と PC による検索システムを活用することによりレセプト審査業務が効率的に行え、医療費の抑制が図れる。また、高齢者対策、保健指導等に対する効果的な情報提供が可能になる、レセプトデータ活用による医療費分析等が可能になるなど、付加価値の高い医療サービスの提供が可能になる(電子媒体の収載量は DVD1 枚当たりレセプト 20 万枚、CD1 枚当たり 1.5 万枚であり、10 年保存も十分可能となる)】</p>
<p>(5)医療機関における情報開示の義務付け・医療機関の情報公開(広告)  【医療法】</p>	<p>(1)診療録の開示が本人にできるようになったが、義務付けられておらず、旧来からの英語、独語または日本語による手書きカルテが多い。(2)広告について医療機関自体の業務紹介以外は、医師の略歴・年齢・性別や介護施設の紹介程度しか認められていないのが現状。</p>	<p>(1)診察録(カルテ)の情報開示義務付け  (2)医療機関の広告・宣伝の自由化(医薬、福祉器具、健康食品、手術成功率など)  (3)日本医療機能評価機構による病院の評価結果について、不合格となった病院名の公表  【(1)電子カルテの普及促進による医療の質・効率向上(現在、自治体病院における普及率は 1%)インフォームドコンセントの促進・医療過誤の防止  (2)病院の損益改善による医療品質改善のための投資増(自治体の病院は殆ど赤字の状況)  (3)患者による医療機関の選別がますますシビアになることによる、生き残りをかけた医療機関自身の改善努力の向</p>

		上]
(6) 診療報酬支払基金の民営化 【健康保険法題 43 条の 9(5)】	診療報酬の支払及び診療報酬明細書の審査(誤りがあった時の返還請求)は、支払基金を通さないとできない。特殊行政法人の独占事業となっており、競争原理の働かない非効率作業になっている。現在、事務費としてレセプト1枚につき116円20銭(調剤レセプトは59円20銭)を基金に支払っている。その上、内容審査が不十分のため、各健保組合は再審査を自費で行っている。なお、支払事務費は健保組合負担でも、請求事務費は医療機関負担にすべきであるが、現状、全額健保組合負担となっている。さらに多額の委託金負担まである。	同基金の業務は、民間委託できるようにする。 【民間に委ねた方が効率的でありかつ、コスト低減になる。また、医療関連ビジネスとしての発展、成長も見込める】
(7) 健康保険組合の判断によるレセプト開示の可能化 【平成9年厚生省通達】	患者からレセプト開示依頼があたとき、健保組合は担当医師に所定の様式で照会をはかり、返信用封筒添付の上、開示、非開示の回答をとらねばならず、手続きが煩雑である。	レセプト開示・非開示の判断を健保組合に委ねる。 【原則として、レセプトは開示することが当然である。開示が容易になれば不正請求の抑制に繋がり、医療コストへの関心も深まる。】
(8) 保育サービスにおける国・自治体の運営費負担の是正 【児童福祉法、昭和51年厚生省発児第59号の2】	認可保育所のみならず、地方自治体より多額の運営費が負担されており、他の民間保育施設のサービス拡大が阻害されている。また認可保育所を利用できるか否かによる不公平感が保育所利用者間で拡大している。	民間の保育サービス発展のため、「認可保育所」への支援のみを行うのではなく利用者に対する直接補助(バウチャー等)方式へ転換するなど、国・自治体の費用負担のあり方を見直す。 【民間保育施設の増加・多様な託児サービスの拡大 待機児の減少 少子化に歯止め。保育所利用者間での不公平の是正(認可/認可外)。利用者の選択肢の拡大】
(9) 確定給付企業年金における受給権者等の給付減額要件の緩和 【確定給付企業年金法施行令第4条、確定給付企業年金法施行規則第5条】	受給権者等の給付減額要件は(1)事業所の経営の状況が悪化したこと、(2)減額しなければ掛け金の額が大幅に上昇し、事業主が掛け金を拠出することが困難になると見込まれること、等となっている。しかし加入者については、金利情勢に見合った給付利率へ給付減額をせざるを得ない場合があり、その際、既受給権者が従来の給付利率のままでは不公平感が強い。	受給権者等に認められる給付減額要件として、以下を追加する。(1)減額をしなければ確定給付企業年金の事業の継続が困難になること。(2)事業所の労働協約等が変更され、その変更に基づき給付設計の見直しを行う必要があること。 【加入者と受給権者等との間の給付の公平性を図ることができる】
(10) 確定拠出企業年金における拠出限度額の拡大 【確定拠出年金法第20条、同法施行令第11条】	企業型の場合、次の年間拠出限度額がある。 ・厚生年金基金・税制適格年金等未加入の場合:432千円(年) ・厚生年金基金・税制適格年金等加入の場合:216千円(年)	拠出限度額を拡大する。(例えば厚生年金基金等未加入の場合1,000千円、加入の場合500千円)
(11) 標準報酬月額	標準報酬月額の改定は、年1回の定時	健康保険、厚生年金における標準報酬

<p>の「随時改定」の見直し 【健康保険法第3条第4項、厚生年金保健法第23条】</p>	<p>改定のほか随時改定を1回行うこととされている。大企業の場合、転勤等による標準報酬月額随時改定の件数が多く、事務処理が煩雑である。 【健康保険法第3条第4項、厚生年金保健法第23条】</p>	<p>月額の随時改定を廃止し、改定のあり方を見直す。(例えば、定時改定のみにする、所得税の徴税と一体化する。) 【行政・企業ともに事務作業量が軽減される】</p>
--	---	---

## 2. 人材・労働

項目【根拠法】	現 状	要望内容【期待される効果】
<p>(12) 裁量労働制の適用職種拡大、対象事業場の拡大 【労働基準法 38条の3、38条の4、厚生労働省通達】</p>	<p>現行裁量労働制には制約が多く、現実的に導入が困難である(例えば、企画業務型で解禁されているのは経営企画、人事企画のみである。また、本社での導入に限定されている)。通達は、時間軸で評価する方向に振れており、柔軟性に欠ける。</p>	<p>生産ライン等明らかに裁量労働制に馴染まない部門以外においては、広く適用できるよう適用職種を拡大(例えば、営業企画、商品企画、事業企画等)する。本社のみならず支社等においても導入可能にする。 【労働者側に時間軸から成果軸への意識改革が促され、企業活動が活性化する】</p>
<p>(13) 有期労働契約規制の緩和 【労働基準法第14条】</p>	<p>労働基準法では、「原則1年を上限とする雇用契約」か、「期間の定めのない雇用契約」しか認められていない(60歳以上の高齢者、高度の専門知識を保有する者については、3年を上限。)中途解雇は判例により、認められない場合が多く、企業にとっては終身雇用が採用の前提になっている。このため企業は採用に慎重になり、雇用の流動化を阻害する要因となっている。</p>	<p>労働契約期間の制限を緩和し、3年や5年といった有期労働契約を認める。 【雇用の流動化、人材の活用】</p>
<p>(14) 労働者派遣の適用対象業務に係る規制の緩和 【労働者派遣法第4条、附則第4項及び同法執行令第2条】</p>	<p>企業における「物の製造」の業務等において短期間の要員不足が発生することが予測される場合に、派遣労働の適用対象業務ではないため、要員の確保が難しい。</p>	<p>労働者派遣の適用対象業務に係る規制を緩和し、特に、「物の製造」を適用対象業務とする。 【生産量の増減に応じた生産体制の構築が可能となり、国内産業のコスト競争力が向上する】</p>
<p>(15) 労働者派遣期間の制限の緩和 【労働者派遣法第40条の2、第26条の2項】</p>	<p>労働者間派遣期間の制限(従来の26業務については3年(更新2回まで)、新自由化業務に就いては1年とされている。)のため、企業は、業務量の変動にフレキシブルに対応することが阻害されている。</p>	<p>派遣期間の制限を延長、または撤廃する。 【企業のコスト競争力の向上】</p>

## 3. 教育

項目【根拠法】	現 状	要望内容【期待される効果】
(16)大学設置基準の見直し 【大学設置基準、大学院設置審査基準要項(平成13年2月20日決定)】	<p>高等教育機関における遠隔授業においては、大学設置基準第25条にて以下が規定されている。</p> <p>(1)隔地の教室、研究室またはこれに準ずる場所において同時に行う。</p> <p>(2)多様な通信メディアを利用して文字・音声・動画等の多様な情報を一体的かつ双方向に扱うことができる状態で行われること</p> <p>(3)大学において直接の対面授業に相当する教育効果を有すること</p> <p>また、第28、32条にて遠隔授業・単位互換制度により修得する単位数については30単位を越えないことと規定されている</p>	<p>マルチメディア技術、ネットワーク技術、ブロードバンド環境が急速に整備されるなど経済・社会のIT化が急速に進展する中で、遠隔授業として成立する要件及び卒業の要件として修得すべき単位数の取扱い条件を緩和する。</p> <p>【バーチャル・ユニバーシティ事業の創出・拡大。時間的・地理的制約を超えた教育環境の創出・拡大により、教育機会の拡大と教育レベルの向上が望める】</p>
	<p>大学設置基準に基づく施設の保有規制により、都心から大学がなくなり、都市の活気が減退している。大学院設置基準要項(平成13年2月20日大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定)に「大学院専用の施設にあっては、次の場合に限り借用のものであっても差し支えないものとする。ア.申請時において開設以降十年以上にわたり支障なく使用できる保証があること、イ.申請時において借用に係る経費を適当な形で確保していること」とされているが、不十分である。</p>	<p>土地の確保が難しい都心では大学本部と教室(貸ビル)程度でも良しとする大学設置基準等の広義解釈または改正を行う。(都心に社会人対象の大学院サテライト教室を開設する場合等には、施設の保有・借用の規制を緩和する。)</p>
	<p>上記のほか(1)収容定員と専任教員数が規定されている、(2)サテライト大学院レベルにおける単位互換制度が認められていない、(3)学部、学科の新設における手続きが煩雑、等の理由により、都市において柔軟な大学教育を提供することに障害が多い。</p>	<p>大学設置基準を緩和し、大学機能の都心部への進出に対する規制を緩和する。</p> <p>【学生の都心部への流入。知的生産機能の創出による都市における経済活動の活性化】</p>

#### 4. 都市・土地

項目【根拠法】	現 状	要望内容【期待される効果】
(17)工場立地法の生産施設面積、緑地率の緩和 【工場立地法第4条1項第2号他、同施行規則他】	<p>工場を新設する場合、例えば面積に対する生産施設面積比率40%以下、緑地率25%以上等厳しい条件となっている。</p> <p>仮に建屋面積5,000㎡の工場を造る場合には12,500㎡もの用地確保が必要となり事業者の負担が非常に大きく、事業の採算性に大きく影響し、新規工場立地</p>	<p>住宅地域、商業地域から離れた工場や工業専用地域内の工場にあっては左記規制を緩和する。</p> <p>【新規工場の立地促進による経済再生および活性化。遊休工場用地の有効活用(例えば別企業誘致)による経済再生および活性化】</p>

	<p>の阻害要因となっている。また事業に供しない更地が 35%(100%-40%-25%)も発生し、土地の利用効率(土地生産性)が非常に悪い。</p>	
<p>(18) 公有水面埋立法・埋立地に関する処分の制限に係る規制撤廃 【公有水面埋立法第 27 条、(旧)公有水面埋立法第 27 条】</p>	<p>埋立地を有効活用するために、使用貸借、賃貸等の権利の設定または譲渡を行う際、現行法 27 条では竣工後 10 年間、都道府県知事の許可が必要とされている。一方、昭和 48 年改正前の旧法による埋立許可を受けた土地においてはこの 10 年経過後も無期限で許可が必要であり、登記簿には禁止事項として「埋立地に関する権利の設定または譲渡について港湾管理者の長の許可を受けなければならない」旨の処分期限登記が記載されている。当社所有の埋立地(旧法適用)の一部は大阪府および堺市と今後都市的利用を検討中であり、一部事業については既に実行しているが、同事業が仮に将来構想に合致した土地利用であっても、当初埋立目的と異なる場合は許可理由について検討期間を要し、その後許可手続きを行う必要があり、新法と旧法で著しく対応が違い、不公平である。</p>	<p>旧法免許埋立地で竣工後 10 年を経た土地については処分制限登記を自動的に外す。 【新規事業の立地促進による経済再生および活性化。用地の有効活用促進】</p>
<p>(19) 開発工事と建築工事の同時着工の可能化 【都市計画法 29.36.37 条等】</p>	<p>開発申請対象の大規模な建築工事(分譲マンション等)において、都市計画法 37 条の適用基準が各行政庁により大きく異なり、特に基準の厳密な行政の下では、同一物件の工事で一連のもので、無理に開発と建築の工事を分離し、時間と建築コストの上昇を招いている。(都市計法 29 条許可 開発工事 36 条検査 確認申請 建築工事という流れ)</p>	<p>37 条の適用基準を大幅に緩和し、一体の工事であれば、全て開発と建築の同時着工を認めるべき。 【開発工事 36 条検査の期間が不要になり、時間コストと工事コストが圧縮できる。事業主・建築会社・一般(最終)ユーザーのみならず、近隣住民にとっても工事期間短縮によるメリットが大きい】</p>
<p>(20) 建築基準法/接道条件の緩和・確認申請業務の緩和 【建築基準法第 43 条、市条例】</p>	<p>(1)臨海工場は大規模敷地に大小多数の建物を建て、敷地内には関連数十社も同時に操業を行っているケースが多い。これらの工場建物新築増築は頻繁に行われているが、現状 1 敷地 1 申請～検査済書交付後でなければ他の案件の提出ができないことになっており、建築行為の同時進行を図る上で障害となるケースがある。 (2)臨海工場の一部が老朽化・操業停止し、かつ更新投資の需要がない場合は、用地有効活用の観点から他用途や新事業に転活用することが地域経済的にも望ましいと思われるが、敷地制約上および接道条件上、新たに道路を築造</p>	<p>(1)1 つの建築確認申請の書類審査がすめば確認済証受領、工事中であっても次の開発申請・確認申請を可能にする。 (2)臨海工場等大規模工場の遊休転活用に際し、接道条件を緩和し、構内道路を一般道路的に解釈し、1 敷地内での他用途活用、新事業活用を可能にする。 【工場操業の効率化。新規事業の立地促進による経済再生および活性化。用地の有効活用促進】</p>

	し敷地を分割しない限り実現が困難である。	
(21) 既存不適格住宅の増改築に係る規制緩和 【建築基準法】	現在、住宅ストックの約半数が 1980 年以前に建築されたものであり、現行建築基準法からみれば既存不適格となる。しかし、阪神大震災においても築 1980 年以前の住宅が全て倒壊したわけではなく、一定の耐震性能を有しているものも少なからず存在する。このような良質住宅をリフォームする場合であっても、リフォーム後の建築物全体が現行法に適合していることが求められる。	既存不適格住宅を全て現行法に適合させるのではなく、優良な住宅については一定の基準を設け、その基準に応じたリフォームが可能になるよう新たに規定を設ける。 【特に大阪の既成市街地を再生させる場合に、既存不適格という理由から全て取り壊すことになれば、合理性に欠ける。一定の基準を設けてリフォームを促進することにより、市街地開発をスムーズに行うことができ、併せて違法リフォームをなくすことで、中古住宅における良質なストックを形成することが可能となる】
(22) 特定建設業の許可(変更)申請における専任の監理技術者に係る書類の簡素化 【建設業法 15 条、27 条等】	建設業法第 15 条に基づき、電気通信工事業者が特定建設業の許可を受けるにあたっては、各営業所に専任の技術者(電気通信工事に関する一定の実務経験に加えて、電気通信工事の発注者から直接請け負い、その請負金額が 45 百万以上である工事に関し 2 年以上指導監督的な実務の経験を有する監理技術者)の配置が必要とされている。この専任の技術者について、新規または変更の申請(各都道府県に委任)を行う際には、監理技術者の資格を有することを証明するため、様式 10 号「指導監督的実務経験証明書」と提示書類(証明書記載工事の契約書・注文書)の提出が求められている。その一方、監理技術者については、同法第 27 条に基づき、専任の技術者の申請と同様の書類(様式 10 号「指導監督的実務経験証明書」等)を提出し、監理技術者資格者証(カード形式のもの)の交付を受けている。つまり、監理技術者を専任の技術者として登録する際には、監理技術者資格者証を保有しているにもかかわらず、同様の書類を同様の行政窓口にて再度提出することが求められている。	専任技術者の新規・変更の申請について、「監理技術者資格者証」の提示(または写しの提示)をもって、受理する。((1) 監理技術者については、建設業法第 27 条の 18・19 に基づき、専任技術者の新規・変更の申請と同様の書類提出をもって(財)建設業技術者センターより、監理技術者資格者証が交付されている。(2) 長期にわたり 2 年以上の指導監督的実務経験を証明する資料(工事請負契約書、監督員任命書等)を保存することは、管理のための稼働や費用など、企業に対する負担が大である。(3) 出向により 2 年以上の技術監督的実務経験をj得る場合は、契約当事者ではないため、工事請負契約書を確保すること自体が困難である。) 【(1)専任技術者の変更申請における行政・民間双方の事務作業の軽減(2)免許証及び免許番号等の活用による申請作業の電子化(IT 化)推進】
(23) 建物用途転換に伴う各種規制の緩和 【消防法、建築基準法】	大阪市の御堂筋沿いのビル 1 階のかつて金融機関が使っていた空スペースを別の用途(飲食店)に転換しようとするれば、建築基準法や消防法によりスプリンクラーの設置などが必要となるなど、建物の多くの部分の改修をしいられる。また、価値ある近代建築を再利用する際	既存ビル内フロアーの用途転換に係る規制を緩和する。 【既存オフィスビルの 1F 店舗化等賑わいを生む施設への転換が促進される。オフィスビルの住宅転用による都心居住の促進(ニューヨークでは奨励されている)。価値ある近代建築の活用】

	にも同様に多くの改修が必要となる。これらの理由から既存建築物が活用されない状況がある。	
(24) 土地区画整理事業における事業計画設定・変更手続きの柔軟化 【土地区画整理法第6条】	土地区画整理事業における事業計画の設定・変更(区域の設定、施行期間、計画の範囲等)に係る手続きが煩雑であり、決定までに長期間を要する。	土地区画整理法第6条9項、10項に定められた規定を緩和し、柔軟な事業計画の設定、施行を可能にするとともに、手続きの簡素化・迅速化をはかる 【地域ニーズに合致した土地の有効利用がはかれる】。
(25) 駐車場附置義務規制の緩和 【駐車場法、大阪市条例(昭和39年)】	商業地域、近隣商業地域等では駐車場整備地区が定められているが、公共交通機関の整備されている地域においては、駐車場を整備しても使われず、過剰感がある。また、駐車場計画が建築計画に与える制約も大きい。	公共交通機関が整備されている地域のビル(公共交通機関へのアプローチが直接できる建物など)については、規制を緩和する。 【公共交通機関と建物との接続の奨励及び、公開空地などへの民地提供など良好な街区形成が進み、空間を効果的に活用する事ができる】

## 5. 法務

項目【根拠法】	現 状	要望内容【期待される効果】
(26) 有償の法律相談業務の緩和 【弁護士法72条】	弁護士以外は有償の法律相談が行えない。	企業の法務部員(例えば法学部出身者で実務経験3年以上)の者に、有償の法律相談ができるようにする。 【リーガル・サービスへの需要拡大に対応することが可能となるとともに、雇用拡大にも役立つ】
(27) 訴訟代理人資格要件の緩和 【民事訴訟法54条】	訴訟代理人は簡易裁判所における場合を除き、弁護士でなければならないとされている。	当該会社の訴訟については、事件内容を熟知している会社の法務部員が代理人となれるようにする。 【会社の法務部員で訴訟遂行が可能な訴訟案件もあり、また事実関係を熟知した上で訴訟を進行することにより、訴訟手続きの迅速化が図れる】
(28) 外国法事務弁護士の要件の緩和 【弁護士法72条、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法10条】	原則として原資格国における3年以上の職務経験年数が必要である。	外国法の弁護士資格を有する者には、原資格国での実務経験を問わず、外国法に関する法律事務の取扱いを認める。 【外国法に関する法的サービスがより安価に入手できる】

## 6. 運輸

項目【根拠法】	現 状	要望内容【期待される効果】
---------	-----	---------------

<p>(29) 普通自動車の車両総重量規制の緩和 【道路交通法第3条、第8条第1項、第20条第2項、第22条、第85条、道路交通法施行令第27条の2第1項等】</p>	<p>普通自動車は、「最大積載量5トン未満」、「車両総重量8トン未満」とされている。</p>	<p>普通自動車の区分を、「車両総重量8トン未満」から「車両総重量10トン未満」に緩和すべきである。 【普通免許で運転できる貨物自動車が増え、運転者の雇用拡大や業務効率化が可能となる】</p>
<p>(30) 営業用車両の車検期間の延長 【道路運送車両法第48条(定期点検整備)、道路運送車両法第61条(自動車検査証の有効期間)】</p>	<p>自動車検査証有効期間については、車両総重量8トン未満トラックの初回車検期間は2年、その他車両は1年となっている。しかし、政府が2010年までに物流のモーダルシフト化率を50%に引き上げることを目標にするなど、今後物流のモーダルシフト化が進み、長距離トラック輸送の走行距離の減少が予想される。</p>	<p>車両総重量8トン以上のトラックについて、8トン未満のトラックと同様に現行1年の車検期間を2年に延長すべきである。 【車両維持点検費用の負担軽減】</p>
<p>(31) 車高規制緩和 【道路法第47条、第47条の2、車両制限令第3条】</p>	<p>車両の高さは3.8mと制限されており、限度を超える車両を通行させる場合には、道路管理者の特殊車両通行許可が必要である。(国際海上コンテナ積載車両(車高4.1m)は、指定経路において許可により通行可能。)</p>	<p>車高4.1mの車両でも、通行可能な道路については、許可なしとする。 【(1)積載性向上による輸送費用低減(2)輸送便数減による排出ガス(CO2)減(3)事務手続きの簡素化】</p>

## 7. 廃棄物・リサイクル

項目【根拠法】	現 状	要望内容【期待される効果】
<p>(32) PFI法と廃棄物処理及び清掃に関する法律(廃掃法)等との不整合 【廃掃法施行令第4条第3号】</p>	<p>PFI法成立後、細則の整備が遅れており、廃掃法など既存の法律との整合性がとれていない。例えば、廃棄物処理事業をPFIで行う場合、自治体が中間処理から最終処分まで一貫して民間事業者者に委託しようとする、廃掃法施行令第4条第3号にある再委託禁止条項の制約から、中間処理と最終処分の両方の許可と施設を持っている事業者にし、委託できないが、一般的には両方を所有する事業者はありえず、矛盾が生じる。一方、地方自治法上の「一入札一契約」の原則から、一つの入札で2社との契約はできず、実質的に処理を一貫して委託することが困難となる。</p>	<p>PFI法と廃掃法等との整合性をとる。 【自治体が、中間処理から最終処分まで一貫して民間業者に処理委託できるようになり、合理的な廃棄物処理が可能になる】</p>
<p>(33) 一般廃棄物と産業廃棄物の定義・区分の見直し 【廃掃法第7条及</p>	<p>日本では一般廃棄物と産業廃棄物は行政上明確に区分され、廃掃法第7条及び第14条により、許可業者も別扱いとなっている。そのため、類似の性質を持</p>	<p>一般廃棄物と類似の性質を持つ産業廃棄物を一括して処分できるよう、その区分の見直しを行う。 【許認可手続きの簡素化、合理的な廃</p>

び第 14 条]	つ廃棄物の処理においても、一般廃棄物と産業廃棄物では処理事業を行うのに別々に許認可をとる必要があり、手続きが煩雑となる。	棄物処理の実現]
(34) 産業廃棄物処理施設の設置並びに変更等に係る許可申請の見直し 【廃掃法 第 15 条等、同施行令第 7 条等、同施行規則第 7、11、12 条等】	廃棄物の適性処理に関する規制では、産業廃棄物処理施設の設置・変更並びに譲受け等の許可申請の欠格要件に暴力団員等に関する事項が追加されたことに伴い、役員並びに 5%以上の株主等の氏名・本籍の記載、および本籍の記載のある住民票の写し等の添付が必要となった。廃棄物処理を「業」とせず、自社内の廃棄物処理のための一定規模以上の施設を設置する場合でも、「業」とするものと同じ書類の提出が義務づけられている。特に役員に関する事項では、住民票の提出だけでなく、欠格要件が無いことを証明する法務局発行の登記事項証明書の提出をすべての廃棄物処理施設設置事業者提出を求めており、事務手続きに多くの無駄がある。また、手続きの煩雑さが廃棄物リサイクルの促進を阻害する要因ともなっている。	自社内で発生する廃棄物を処理するための産業廃棄物処理施設は他人の廃棄物を処理する業ではないので、届出手続きを緩和する。 【事務手続きの簡素化、リサイクルの促進】
(35) 建設資材リサイクルにおける「広域再生利用」要件の緩和 【建設リサイクル法、廃掃法施行規則第 9 条 3 号、10 条 3 号】	建設施工現場から排出される建設副産物の中で、「広域再生利用」が認められているのは、当該産業廃棄物をその製品の原料として再利用する場合に限定されており、その製品以外の製品の原料として再利用する場合は認められていない。(例:住宅リフォーム現場で発生する梱包材に含まれるプラスチック(例えば建築資材を運ぶ PP テープ)は、他のプラスチック製品の原料として再利用される場合でも「広域再生利用」の対象外として、資材を運んだ自社トラックが回収することはできず「産業廃棄物収集運搬認可業者」にて運搬することが必要となる。)しかし、リフォーム工事のように小規模現場が散在するケースに「認可業者」をその都度待機させておくことは経済的に不合理であり、このことがリサイクルを阻害する要因となっている。	当該産業廃棄物を他の製品の原料として再利用することが担保されていることを条件に、「広域再生利用」制度の利用を認める。 【資材の再資源化、ひいてはリサイクルビジネスの活性化を促進する。また、簡便な収集・運搬が認められることにより、例えばリフォームのコストを圧縮できるなど効果が期待できる】

## 8. その他

項目【根拠法】	現 状	要望内容【期待される効果】
(36) 輸出入貨物の	輸出入者(代理人)による保税地域搬入	輸送業者が作成するマニフェスト(積荷

<p>到着(搬入)即時リリース実現に向けた通関・輸出入手続きの見直し 【関税法、関税定率法、関税暫定措置法】</p>	<p>届に依存した輸出入通関及び貨物リリース管理が行われている。しかし、生産・物流に必要なのはスピードであり、これを妨げない制度づくりが必要である。(米国は93年に新関税法を導入し、貨物は即時リリースし書類手続きは事後である。)</p>	<p>目録)に基づいた貨物の到着(搬入)・即時リリースの原則化。 【貨物リリースの手続きに要する時間の短縮は国際標準実現に必要な不可欠な要素】</p>
<p>(37)保税蔵置場の許可基準の緩和 【関税法第43条および関税法基本通達】</p>	<p>関税法基本通達にて、保税蔵置場は、当該施設の所在地を所轄する税関官署から概ね25キロメートル以内とされている。</p>	<p>保税蔵置場の設置場所の距離範囲拡大。 【場所の範囲を広げることにより、保税蔵置場範囲が地価の低い地域にも拡大し、物流関連企業の進出が容易となり、国際ビジネス交流が進展する。関空周辺地域は地価が高いが、郊外に立地可能となればコスト的に見て関空の魅力が高まる】</p>
<p>(38)港湾地区における高圧ガス貯蔵に係る規制の緩和 【高圧ガス保安法】</p>	<p>高圧ガスを輸入した際、概ね2時間を超えて滞留する場合は高圧ガス貯蔵の許可が必要であり、当日中に港湾からの搬出を要求される。一方、多くの港湾パークスは貯蔵許可を持っておらず、物流のコントロールが非効率である。</p>	<p>高圧ガスの貯蔵場所として、港湾地区における貯蔵許可範囲の拡大するなど、貯蔵に係る規制を緩和する。 【物流の効率化、物流コスト削減】</p>
<p>(39)可燃性高圧ガス並びにフッ酸輸送に係るワンマン運行に係る規制緩和 【高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法】</p>	<p>高圧ガスの運送並びにフッ酸の運送において、積載量5トン以上で200kmを超えて運行する場合、運転を交代させなければならない。しかし、近年、道路も整備されており、1人の運転手で200kmを超えて運行することは負担にはなっていない。</p>	<p>単独運行可能な積載量、距離の規制を緩和する。 【物流コスト削減】</p>
<p>(40)高圧ガス警戒票表示義務の緩和 【高圧ガス保安法】</p>	<p>積載容器の内容積合計が40リットル以上の場合は、車両に警戒票を掲示することになっている。しかし、LPGや酸素などの汎用ガスに比べてフルオロカーボンは容器の移動範囲が広域であり、特にフロン回収等の移動を宅急便や路線貨物便に依存することが多いが、これら全車に警戒票を掲げるのは不可能である。</p>	<p>警戒票の掲示規制からフルオロカーボンを除く、または容積基準を拡大する(500リットル程度)。 【物流の効率化】</p>
<p>(41)プリペイド型電子マネーのプリカ法適用による規制の緩和 【前払式証票の規制等に関する法律(通称:プリカ法)】</p>	<p>オフィスビル内で入居企業用の食堂・売店・自販機等の利用代金決済にICカードを媒体とした電子マネーを利用する場合、あらかじめ現金・クレジットカード・預金等の移動により価値データをICカードにロードするプリペイド方式では、プリカ法の規制対象となり、財務局への届出や供託金の拠出もしくは保証会社への保証委託などの手続きが必要になる。</p>	<p>限定された場所(同一ビル内など)におけるクローズな少額決済の電子マネーの利用であれば、プリカ法の規制対象からはずす。 【ビル内キャッシュレスの実現が容易になり、入居者の利便性が向上するとともに国内電子マネーの利用促進にも追い風になる】</p>

(42)登記簿の閲覧の電子化 【商業登記法、不動産登記法】	登記簿の閲覧および謄本申請等は管轄の法務局において行えるが、遠隔地にいる場合、閲覧が不便である。	登記内容を電子化して、インターネットによる閲覧を可能とする。 【事務コストの軽減】
(43)住民税届出窓口の全国一本化及び関係書類の電子データ化	社員の住所変更・退職等の届出・税金納付等を、各市町村に対して紙ベースで行っており事務作業量が膨大なものとなっている。	全国どこでも、電子データによる全市町村への届出を可能とする。 【事務コストの軽減】

## 自治体に対する要望

項目【根拠法】	現 状	要望内容【期待される効果】
(44)都市計画法や開発指導要綱等による、いわゆる開発指導(規制)の緩和 【都市計画法 29、32 条、近畿圏各行政庁制定開発指導要綱等】	近畿圏では、都市計画法に基づく地元行政の開発指導・規制により、関係各部署(局・課)・消防署・教育委員会・水利組合等、そして近隣住民の指導・要望内容の協議・調整・同意取得を事実上事業主に義務づけており、その申請や協議に膨大な労力と時間を費やしている(3 ヶ月～1 年、時には数年)。しかも、多くの部署ではただ書類が経由するだけであり、指導内容がどの物件でも同じであったりする。その結果、事業主等には大きなコスト負担が生じ、また特に分譲マンションのような不動産事業においては、昨今の市況悪化により、利益確保が困難になっている。	各部署にまたがる行政内の開発指導の窓口を一本化する。また、期限を切って早急に審査・指導することを明確にルール化する(建築確認のみ民間参入を認めて期間短縮しても、全体の申請期間はほとんど縮まっていない)。 【事業開始から一般ユーザーへの商品供給までが短縮されることにより、タイムリーな商品企画が可能となり、よりユーザーのニーズに合致した商品(住宅等)となる。また土地保有コスト(金利等)や申請コストの削減により、リーズナブルな価格の商品が供給でき、ユーザーの満足度も上がり、事業主側の利益機会も増す】
(45)環境アセスメントに関する規制の緩和 【大阪府、大阪市の環境影響評価条例等】	大規模建築物(延べ面積 10 万㎡以上かつ高さ 150m 以上)は環境アセスメントの対象物とされており、煩雑で時間のかかる手続きが必要である。そのため大規模な都市開発及び再開発を速やかに実施することが困難となっている。	自治体の環境影響評価事例の内容に関して、対象物の緩和(例えば、発電所や工場以外の「建築物」を対象としない)するよう、環境アセスメントの手続きについて見直す。 【都市再生の迅速化】
(46)大阪市・御堂筋沿道建築物まちなみ誘導に関する指導要綱(平成 7 年)、建築基準法第 59 条の 2(総合設計制度)による公開空地整備ガイドライン(平成 7 年)等の規制緩和	[公開空地整備ガイドラインの規制緩和] 公開空地整備ガイドラインは 500 ㎡以上の敷地が対象となるが、老朽化したビルディングの多い御堂筋沿道において、まちなみ誘導に関する指導要綱と公開空地整備ガイドラインの両方が適用されると 2m～4m のセットバックが求められ、ペンシルビルしか建てられない。容積(100%)を埋めるためには、計算上は 50m を超える高さが必要である。	総合設計制度に基づく公開空地整備ガイドラインの対象敷地面積を拡大する。 【大阪の活性化が叫ばれる中で現状のままでは御堂筋は発展する周辺地域(西梅田、北ヤード、中之島、新大阪)に取り残されていくだけである。老朽化した建築物が地権者の望む規模での建替えが実現していけば、機能的な風格あるビジネス街として大阪経済の中心としての機能を維持していくことが可能と考えられる】

	<p>[建物高さ規制、隣地斜線制限の緩和] 御堂筋沿道の建物には高さを50m(ただし、50mを超える部分は10m以下として御堂筋側の外壁から10m以上後退すること)とする基準があり、さらに隣地斜線制限が適用され、ワンフロア当たりの面積が小さくなるなど指定容積率(1000%)を消化しきれない。老朽化したビルディングの多い御堂筋沿道の各企業(築40年以上のビルディングが10社以上ある)にとっては、現状規制では各企業が望む規模の建替えを進めにくく、街区の狭い地権者にとっては厳しい規制になっている。</p>	<p>容積率を消化しきれぬ高さに緩和する。隣地斜線制限を緩和する。 【容積率1000%を確保できれば、事業収支も改善され、貸テナントとして低賃料の設定が可能となる。老朽建物の建替えが促進される。隣接建物との間の隙間を減らすことができ、建物のスカイラインの連続性を高めることができる】</p>
<p>(47) 総合設計制度の許可基準の明確化 【建築基準法59条の2(総合設計制度)、建築基準法施行令136条、大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準等】</p>	<p>総合設計制度は許可制度として事前協議の場を通じて行政の指導を受けるが、許可基準が明確化、客観化されていないため、審査の際に担当者の主観的な判断によって指導内容が変わったり、手続きが長引くケースがある。</p>	<p>総合設計制度の運用指針を明確にし、許可基準を客観的・具体的に明文化する。 【許可基準を客観化、明確化することにより、審査内容の平等化、審査手続き期間の短縮化を図ることができる】</p>
<p>(再掲) (25) 駐車場附置義務規制の緩和 【駐車場法、大阪条例(昭和39年)】</p>	<p>商業地域、近隣商業地域等では駐車場整備地区が定められているが、公共交通機関の整備されている地域においては、駐車場を整備しても使われず、過剰感がある。また、駐車場計画が建築計画に与える制約も大きい。</p>	<p>公共交通機関が整備されている地域のビル(公共交通機関へのアプローチが直接できる建物など)については、規制を緩和する。 【公共交通機関と建物との接続の奨励及び、公開空地などへの民地提供など良好な街区形成が進み、空間を効果的に活用する事ができる】</p>